

精神障害による労災請求相談窓口の開設について

- 臨床心理士が相談対応 -

滋賀労働局は、セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病したとして労災請求される場合などの相談が円滑に行われるように臨床心理士など専門家を配置します。

1 相談内容

精神障害に関する労災保険給付などの相談、特に職場のセクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合などの相談を行います。

2 相談対応者

臨床心理士に相談対応をお願いしています。

保険給付制度などの説明を行うなど必要に応じて、職員も同席します。

3 相談日時

予約制となっています。

4 相談場所

最寄りの労働基準監督署又は滋賀労働局の会議室などで行います。

5 問い合わせ先(予約受付)

〒520-0806

大津市打出浜14-15

滋賀労働局労働基準部労災補償課

電話 077(522)6630

受付時間 8:30 ~ 17:15